

議案第 45 号

石垣市漁業経営改善資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例

石垣市漁業経営改善資金利子補給金基金条例(令和 3 年石垣市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(処分)

第 5 条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 第 1 条に規定する基金の設置目的を達成するため、利子補給に充てる場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領(総務省)
(令和 3 年 3 月 23 日総行応第 74 号) に基づき基金に積立てた補助金を返還する必要がある場合
- (3) この条例による基金事業が終了したときに基金の残余额を返還する場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領に基づき、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市漁業経営改善資金利子補給金基金条例(令和3年石垣市条例第10号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（処分）</u> <u>第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するため、利子補給に充てる場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。</u></p>	<p><u>（処分）</u> <u>第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p><u>（1） 第1条に規定する基金の設置目的を達成するため、利子補給に充てる場合</u></p> <p><u>（2） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）（令和3年3月23日総行応第74号）に基づき基金に積立てた補助金を返還する必要がある場合</u></p> <p><u>（3） この条例による基金事業が終了したときに基金の残余额を返還する場合</u></p>